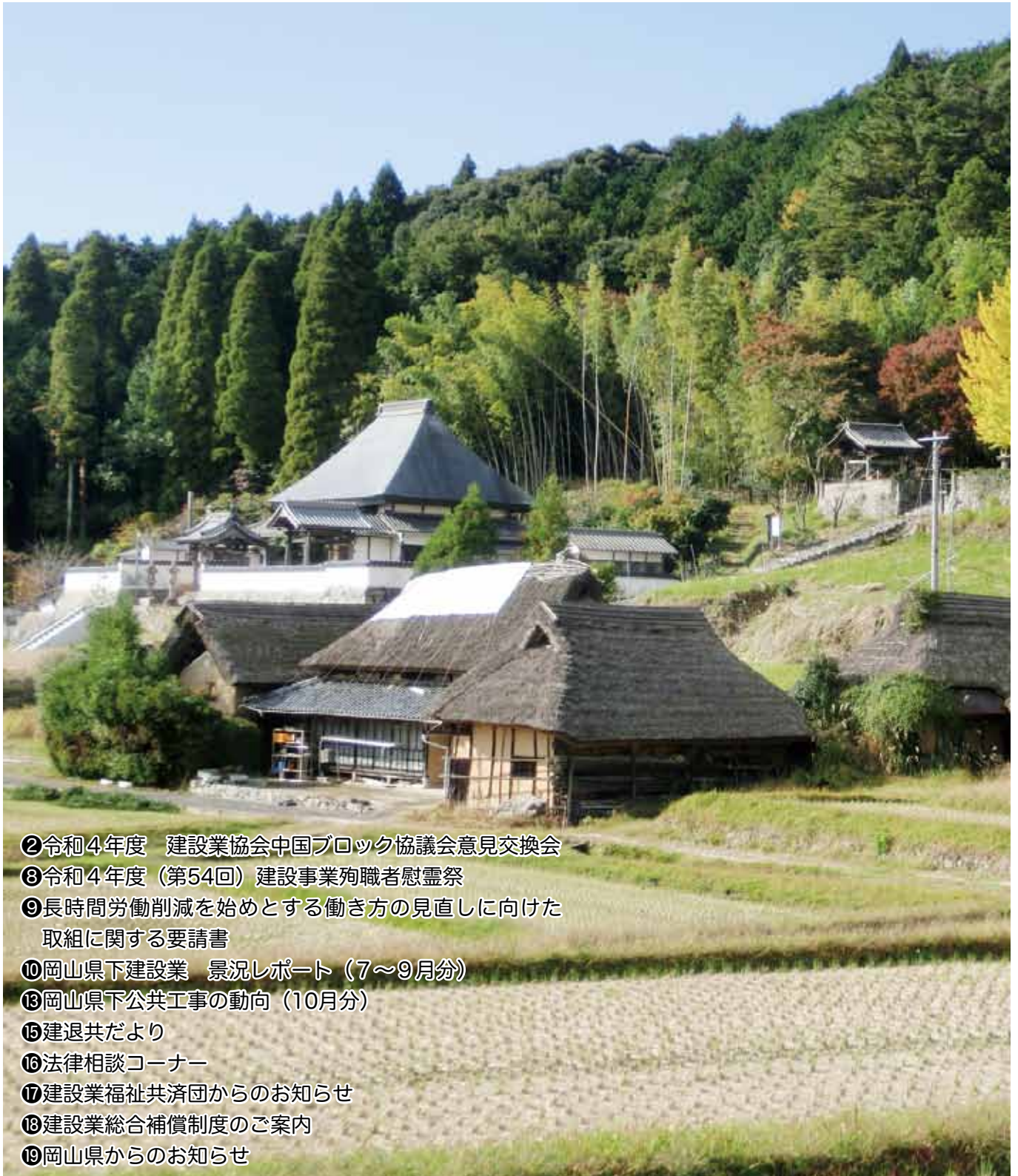


Okakenkyo News Letter

2022
11月
831号

岡山県建設業協会 **会報**



- ②令和4年度 建設業協会中国ブロック協議会意見交換会
- ③令和4年度（第54回）建設事業殉職者慰霊祭
- ⑨長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた
取組に関する要請書
- ⑩岡山県下建設業 景況レポート（7～9月分）
- ⑬岡山県下公共工事の動向（10月分）
- ⑮建退共だより
- ⑯法律相談コーナー
- ⑰建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑱建設業総合補償制度のご案内
- ⑲岡山県からのお知らせ

八塔寺ふるさと村[備前市]（提供：岡山県観光連盟）

令和4年度 建設業協会中国ブロック協議会意見交換会

開催地：島根県

10月20日（木）松江市のホテル一畑において、令和4年度建設業協会中国ブロック協議会意見交換会が開催されました。

国土交通省から増田大臣官房審議官、見坂大臣官房技術調査課長、西山不動産・建設経済局建設市場整備課長、西尾大臣官房技術調査課建設技術政策分析官、児玉不動産・建設経済局建設業課入札制度企画指導室長、中国地方整備局から森戸局長、荒川副局長、西澤企画部長、諸岡建政部長、福代技術調整管理官、中国地方各県土木部長他が出席されました。

全建からは、奥村会長、山崎専務理事等並びに中国五県建設業協会の会長、副会長他が一堂に会しました。

会議は、中国ブロック協議会会長の平塚会長からの挨拶、来賓挨拶に引き続き、協議会からの提案議題について意見交換を行いました。



提案議題

①計画的かつ安定的な公共事業予算の確保について

本年も東北や北陸地方をはじめ、豪雨等により、甚大な人的物的被害が発生しました。地震や火山の噴火、台風、局地豪雨等の大規模自然災害は年々激甚化・頻発化の度を増す様相を呈し、それらの複合災害による国難とも言える事態の発生を想起させるほど、脅威が高まりつつあるように感じます。

「3か年緊急対策」に続く、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も2年度目に入り、総額で計画進度を上回る予算が措置され、災害に強いしなやかな国土の形成に向け、着実に進捗しているところですが、自然の猛威を前に備えは十分と言い切ることは出来ないことから、引続きの不断の取組が必要であることは論を俟ちません。

令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」（骨太の方針2022）においても、現「5か年加速化対策」後も継続的・安定的に国土強靱化の取組みを進めて行くことの重要性が明記されました。

今後継続的・計画的な予算計上を見据えるとすれば、現「5か年加速化対策」3年度目の予算につきましては、事業加速円滑化国債の積極活用など、適正な工期設定、施工時期の平準化など、さらなる円滑な施工に十分な配慮をお願いいたします。

併せて、国土強靱化につきましては、当初予算での計上が恒常的な取扱いとなるよう要望いたします。

他方、令和5年策定予定の新たな国土形成計画（全国計画）の議論が進められており、7月には中間とりまとめが公表されました。

特に重点的に取り組む4つ分野（地域生活圏、大都市圏、産業再配置、国土利用計画）を通じて、持続可能な国土の形成、地方から全国へとボトムアップの成長、東京一極集中の是正の実現を期待するものであるとする方向性が示されています。

国土強靱化を土台としながら、新たな国土形成計画を早期に策定し、均衡ある国土の発展、国土利用の最大化・最適化を実現するため、引続き公共事業予算の計画的かつ安定的な確保をお願いいたします。

②設計コンサツとの打合せ、協議等の自由化について

各事務所によって状況が異なるのかもしれませんが、設計コンサルと施工業者との直接の打合せや確認等が難しいのが現状です。三者協議で事前に準備した項目を回答してもらっているようですが、施工中においても設計コンサルに確認したいことは必ず発生します。工程に影響する事項もありますので、測量や設計など新たな作業が発生しない内容で早急に回答が欲しい場合は、コンサルタントと直接協議できるようにして頂きたい。

③提出工事書類の見える化等について

提出すべき工事書類については、土木工事書類作成マニュアルで示されてはおりますが、あわせて、提示すべき書類等も明示されており、結局は提出すべき書類と同等の取り扱いが必要になっていきます。さらに、監督員によっては本人の考えで書類の提出を求めてくる場合があり、受注者側から見れば求められた書類が提出すべき書類であるという状態にあり、特に設計変更に係る書類において、その傾向が顕著であります。

これまでも工事書類の簡素化には充分取り組んでいただいていることには感謝しておりますが、現場の技術者と、事務方が未分離の状態にある中小零細企業にとっては、それでもなお、現場の生産性向上・働き方改革の大きな妨げになっており、時間外勤務による書類作成が若手技術者の離職原因にまでなっています。

については、提出すべき書類がなんであるかを金額・工種等を勘案したうえで「見える化」していただき、請負工事ごとに明示し、それ以外の書類を提出させる場合は理由を付した文書で要求するようなことはできないもののでしょうか。

あわせて、提出工事書類の徹底したペーパーレス化、国縣市町村での様式の統一についてもよろしくをお願いします。

④週休二日制の推進に向けた環境整備について

建設業界においては担い手の確保対策が大きな課題であるとともに、働き方改革関連法による建設業への時間外労働の罰則付き上限規制の導入も2024年4月に控えています。地方建設業としても若者に魅力ある産業となるため、週休二日制の実現や長時間労働の是正に向けて、積極的に取り組む所存です。

中国地方整備局をはじめとする発注者の皆様におかれましては、新・担い手三法及びその趣旨並びに「発注関係事務の運用に関する指針」に基づき、休日・準備期間・天候等を考慮した適正な工期の設定、また公共工事設計労務単価の引き上げや週休二日の確保状況に応じた労務費等の補正など、週休二日工事の推進に向けた環境整備に取り組んでいただいていることに感謝を申し上げます。

しかしながら、あらゆる工事における週休二日の実現を徹底するためには、地方自治体及び民間発注者への取組の浸透や、技能労働者の日給月給制問題の解決が必要であり、発注者、元請業者、下請業者、専門工事業者など、建設業に携わる全ての方の理解と協力が必要です。

引き続き、設計労務単価の引き上げや週休二日工事における間接工事費等の補正係数の継続と引き上げ等、環境整備を推進していただくとともに、民間を含め、全ての発注者に新・担い手三法や運用指針の主旨を理解し、実践していただくよう官民一体となった取り組みのさらなる推進をお願いいたします。

⑤建設資材高騰に対する対応について

昨今の社会経済情勢をみると、世界的な原材料の高騰・品薄の影響、さらには急激な円安も加わり、土木建築工事にかかる様々な資機材等においても過去経験のないほどの価格高騰が発生しています。

さらには、未だ収束が見通せない新型コロナウイルスの感染拡大や、今なお続くロシアによるウクライナ侵攻により、社会経済情勢は大きな混乱を生じており、今後の資機材の更なる上昇や供給不足が強く懸念されています。

建設資材については、昨年4月からの1年間で、鋼材、木材、瀝青材、コンクリート等が10～50%上昇しています。今後、これらの資材や電気機器等の資材の値上げや品不足による納品遅れにより、契約済の工事においても資材調達とその履行が困難な状況が懸念されます。

このような資材高騰に対処する現在の取組は、契約約款第26条に基づく①全体スライド、②単品スライド、③インフレスライドの措置があります。

しかしながら、①については工期が12か月を超えるものだけに適用されるため、すべての工事に適用することが困難、②については資材の増額分が請負工事額の1%を超える品目を対象とするため、1%未満の資材が多種ある場合は資材の増額合計額が1%以上になっても適用することが困難、③については労務単価の変更がある場合に適用されるので、資材だけの高騰した工事に適用することが困難となります。

いずれの措置も、増額分のうち、1～1.5%は受注者負担とされているため、本年4月1日以降からの低入札価格調査基準価格の引き上げ措置の効果が半減されると思われます。また、本年4月から1.5～3%の賃上げを表明した建設業者は国土交通省の総合評価方式入札で加点されるため、多くの建設業者が賃上げ表明をしていると思われ、さらに利潤の確保が困難な状況にあります。

単品スライド条項については本年6月に運用ルール改定がなされ、見積り提出によるスライド額算定が可能となっていますが、現下の建設資材の高騰に対して「既存のスライド制度の改正」や「受益者制度の削除軽減又は今回限りの緊急措置対策」をするなどスライドの柔軟な活用等に、引き続き対応していただくようお願いいたします。

令和4年度（第54回） 建設事業殉職者慰霊祭



祭詞を読み上げる荒木会長

当協会では、建設労働災害の撲滅並びに建設工事現場において不幸にも殉職された方の御霊を慰霊するため、10月27日（木）午後1時30分より、岡山市中区にある建設事業殉職者慰霊碑前で、岡山縣護國神社の河野宮司を斎主として、令和4年度（第54回）建設事業殉職者慰霊祭を執り行いました。

646柱の御霊に対し、正副会長並びに理事、監事をはじめ参列者一同は玉串を捧げてご冥福をお祈りするとともに、建設現場における労働災害の根絶を改めてお誓いいたしました。

なお、この慰霊祭の様子は当会ホームページでLIVE配信いたしました。



建設事業殉職者慰霊碑

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

岡山労働局

このたび、岡山労働局長より、長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請がありましたので、お知らせいたします。

令和4年10月28日

一般社団法人岡山県建設業協会
会長 殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

長時間労働の削減、賃金不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進のためには、法令遵守にとどまらず、長時間労働が生じている職場の増員、業務量の見直し、マネジメントの在り方、企業文化、職場風土等の見直しが必要であり、これまでの働き方を改め、ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境づくりを進める必要があります。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、テレワーク等の働き方も求められています。

また、過労死等防止対策推進法は11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、同法に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で、過労働時間40時間以上の雇用者のうち、過労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とする（令和7年まで）、年次有給休暇の取得率を70%以上とする（令和7年まで）等の目標が掲げられております。

このようなことから、長時間労働の削減を始めとする働き方改革を推進するため、本年も11月を「過重労働解消キャンペーン」として、集中的な周知啓発等を行います。

長時間労働を前提とした労働慣行から脱却し、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成する取組として、経営トップのメッセージや、勤務間インターバル制度、テレワーク、年次有給休暇の時間単位取得・計画的付与制度などの導入、ノー残業デーの設定、年次有給休暇の取得による連休等が考えられますが、企業の実情に応じた取組を着実に行っていただくことが大切です。

貴団体におかれましては、これまでも格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて上記の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発に御協力をお願い申し上げます。

その際、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注、発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないように、取引上の必要な配慮を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

岡山労働局においては、

- ① 長時間労働の削減、賃金不払残業の解消などに向けた監督指導と中小企業支援の着実な実施
- ② 休暇の取得促進を始めとする「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化に取り組んでいます。今後とも、御協力をお願い申し上げます。

岡山労働局長

景況レポート（7月～9月）

西日本建設業保証(株)岡山支店

建設業景況調査とは

- ・「建設業の景況調査」は、建設業の景気の現況と先行きを総合的に迅速かつ的確に把握することを目的としています。
- ・「建設業景況調査結果」は、建設企業に対して実施した景気等に関する意識調査の結果を集計したものです。
- ・調査時期は、毎年3、6、9、12月です。
例：6月調査の場合、今期実績は4～6月、来期見通しは7～9月分です。
- ・データは「全国版」と「西日本各ブロック版（近畿・中国・四国・九州）」があります。
- ・全国版は、北海道建設業信用保証(株)、東日本建設業保証(株)と西日本建設業保証(株)3社による合同調査です。

B.S.I.について

<B.S.I.とは>

景気の先行きをみる上で、企業経営者の意識調査を行うことがあります。この建設業景況調査は、景気等に関して個々の建設企業の意識調査を行ったものです。そして、この意識調査の結果を数値化して表したものが、**B.S.I.（ビジネス・サーベイ・インデックス＝景況判断指数）**です。

<B.S.I.の求め方>

集計結果から、以下の方法によりB.S.I.が求められます。

【回答企業構成比】

（景況調査集計）（B.S.I.集計）

良	い	10%	}	良	い	25%	B.S.I. =（「良い」と回答した企業割合－「悪い」と回答した 企業割合）×1/2 =（25－30）×1/2 =△2.5	
やや良		15%						
変わらず		45%	—	変わらず	45%			
やや悪		20%	}	悪	い	30%		
悪	い	10%						
合	計	100%		合	計	100%		

<B.S.I.の見方>

B.S.I.は「良い」「悪い」などの変更方向別回答数の構成比から全体趨勢を判断するものです。すべての企業が「良い」と見ている場合、B.S.I.は50、逆は△50、すべてが「変わらず」の場合は0となります。

<季節調整済のB.S.I.について>

「季節調整済み」とは、季節調整法により、毎年繰り返される季節的な変動を取り除いていることを示します。例えば、百貨店の売上げは、社会的慣習である中元や歳暮のシーズンには前期比で大幅に伸びますが、この伸びは景気回復によるものなのか、あるいは単に中元・歳暮という季節的な変動によるものなのか、よくわかりません。そこで、景気動向の趨勢を見るためには、この季節的な変動を取り除く必要があります。このため、本調査では、このような季節的な変動をもった調査項目は、季節調整を行って表示しています。

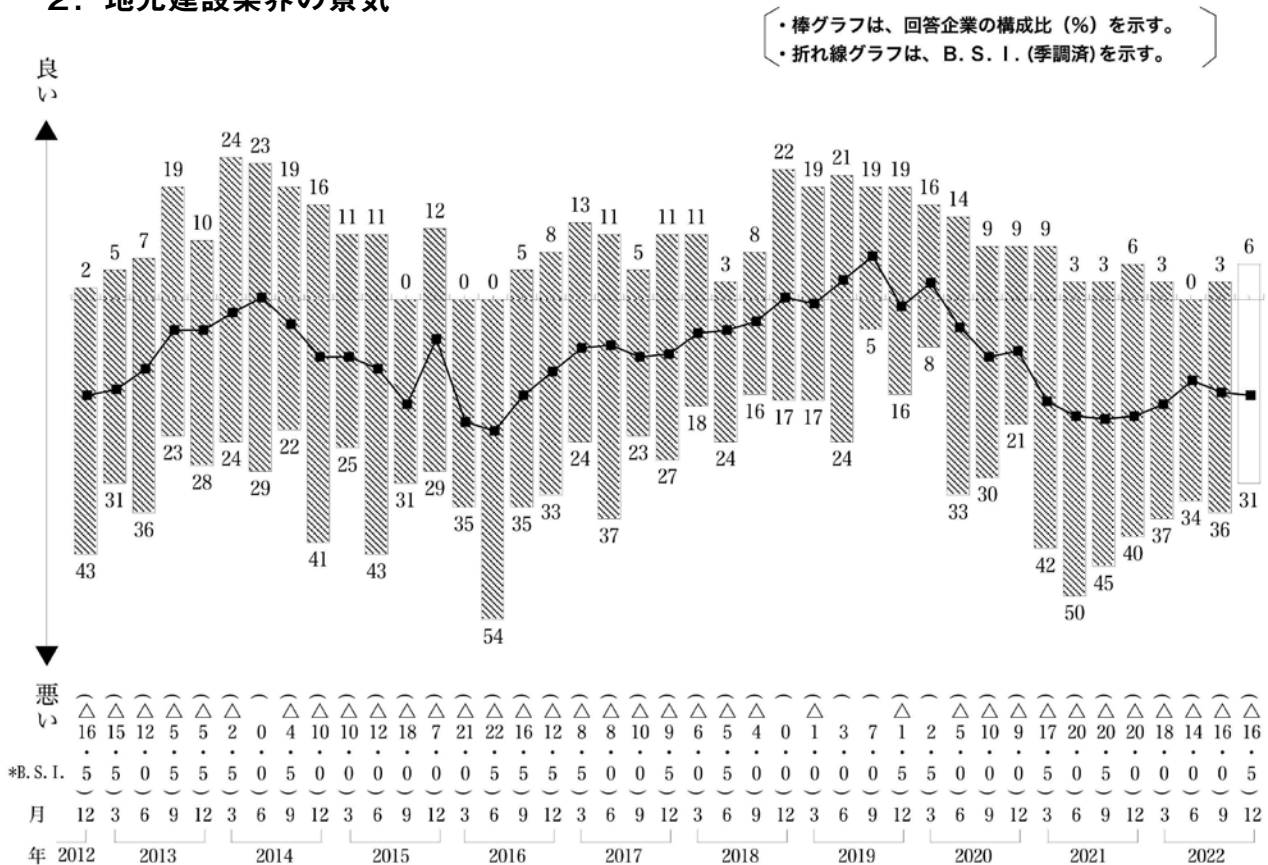
I. 岡山県の状況

1. 概 観

項 目	前期	今期		来期		
	B. S. I. 値	推移方向 (前期比)	B. S. I. 値	推移方向 (今期比)	B. S. I. 値	
(1) 業 況 等	地元建設業界の景気※	△ 14.0	↘	△ 16.0	↘	△ 16.5
(2) 受 注	受 注 総 額※	△ 15.0	↗	△ 13.5	↘	△ 18.0
	官 公 庁 工 事※	△ 3.5	↘	△ 9.5	↘	△ 16.0
	民 間 工 事※	△ 17.0	↗	△ 11.5	↘	△ 14.0
(3) 資 金 繰 り	資 金 繰 り※	△ 3.5	↗	△ 1.0	↘	△ 6.0
(4) 金 融	銀行等貸出傾向	4.5	↘	1.5	↘	0.0
	短期借入金※	△ 4.0	↗	△ 2.0	↗	1.0
	短期借入金利	△ 3.0	↗	△ 2.0	↘	△ 5.5
(5) 資 材	資 材 の 調 達※	△ 23.0	↗	△ 20.0	↗	△ 19.5
	資 材 の 価 格	42.0	↘	39.0	↘	38.5
(6) 労 務	建設労働者の確保※	△ 19.5	↗	△ 18.0	↘	△ 20.0
	建設労働者の賃金	15.5	⇒	15.5	↗	17.0
(7) 収 益	※	△ 9.5	↗	△ 6.5	↘	△ 16.0

(注) ・B. S. I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
 ・B. S. I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
 ・表中の※印は、季節調整項目を示す。

2. 地元建設業界の景気



Ⅱ. 中国地区の状況

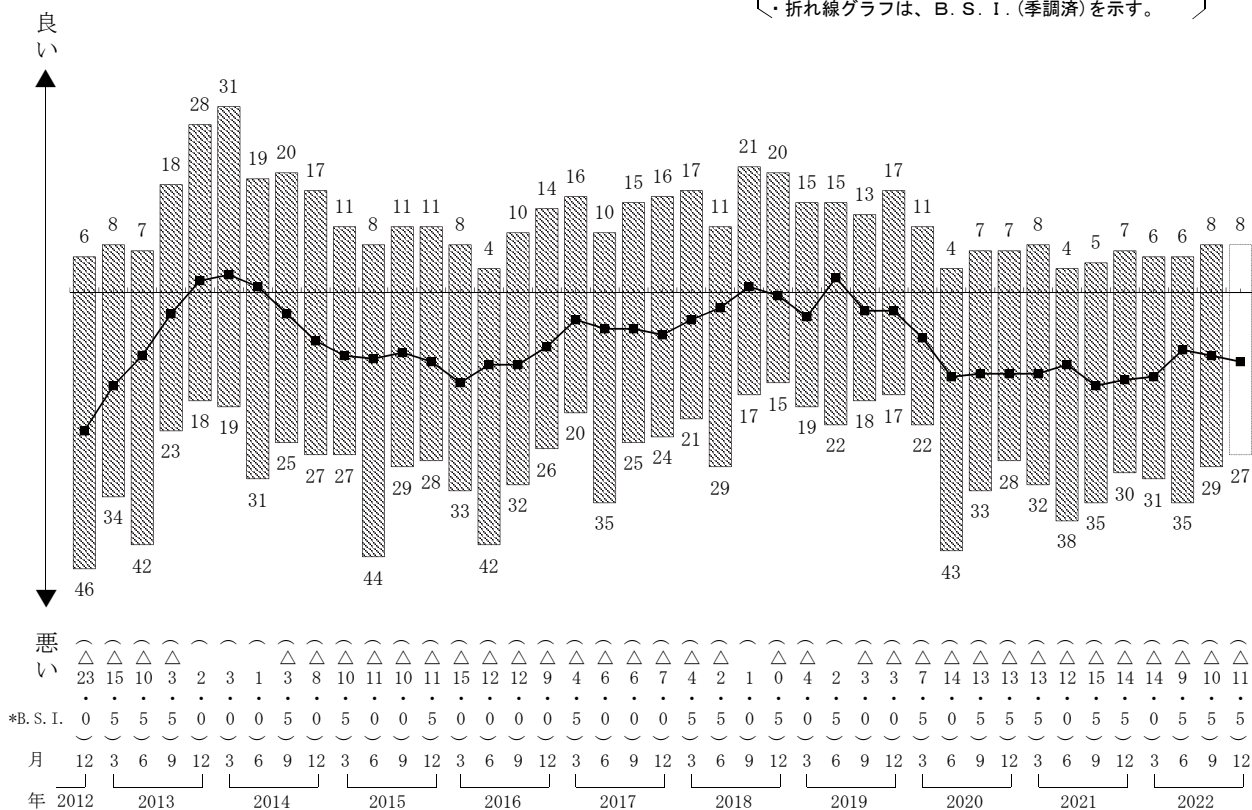
1. 概 観

項 目	前期	今期		来期		
		B. S. I. 値	推移方向 (前期比)	B. S. I. 値	推移方向 (今期比)	B. S. I. 値
(1) 業況等	地元建設業界の景気※	△ 9.5	↘	△ 10.5	↘	△ 11.5
(2) 受注	受注総額※	△ 7.5	↘	△ 8.5	↘	△ 13.0
	官公庁工事※	△ 8.0	⇒	△ 8.0	↘	△ 14.5
	民間工事※	△ 10.0	⇒	△ 10.0	⇒	△ 10.0
(3) 資金繰り	資金繰り※	1.0	⇒	1.0	↘	△ 3.0
(4) 金融	銀行等貸出傾向	5.5	⇒	5.5	↘	3.5
	短期借入金※	△ 1.5	↘	△ 2.5	⇒	△ 2.5
	短期借入金利	△ 0.5	↗	0.0	↘	△ 0.5
(5) 資材	資材の調達※	△ 21.0	↗	△ 17.0	↘	△ 17.5
	資材の価格	39.5	↘	37.0	↘	35.5
(6) 労務	建設労働者の確保※	△ 22.0	↗	△ 21.5	↗	△ 21.0
	建設労働者の賃金	17.5	↗	18.5	↘	16.0
(7) 収益	※	△ 12.5	↗	△ 9.0	↘	△ 12.5

(注) ・B. S. I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。
 ・B. S. I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。
 ・表中の※印は、季節調整項目を示す。

2. 地元建設業界の景気

・棒グラフは、回答企業の構成比 (%) を示す。
 ・折れ線グラフは、B. S. I. (季調済) を示す。



地元建設業界の景気等詳細につきましては、こちらからご覧ください。
<https://www.wjcs.net/keikyoo/>

岡山県下公共工事の動向 〈10月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

I. 全般の状況（令和4年10月）

区 分	当 月		累 計	
	件 数	請 負 金 額	件 数	請 負 金 額
令和4年度	501件	140億円	2,498件	1,204億円
増 減 率	▲2.5%	▲12.8%	▲4.4%	▲0.9%
令和3年度	514件	160億円	2,614件	1,216億円
令和2年度	511件	155億円	2,671件	1,255億円
令和元年度	655件	244億円	3,219件	1,366億円

【1】当月の状況

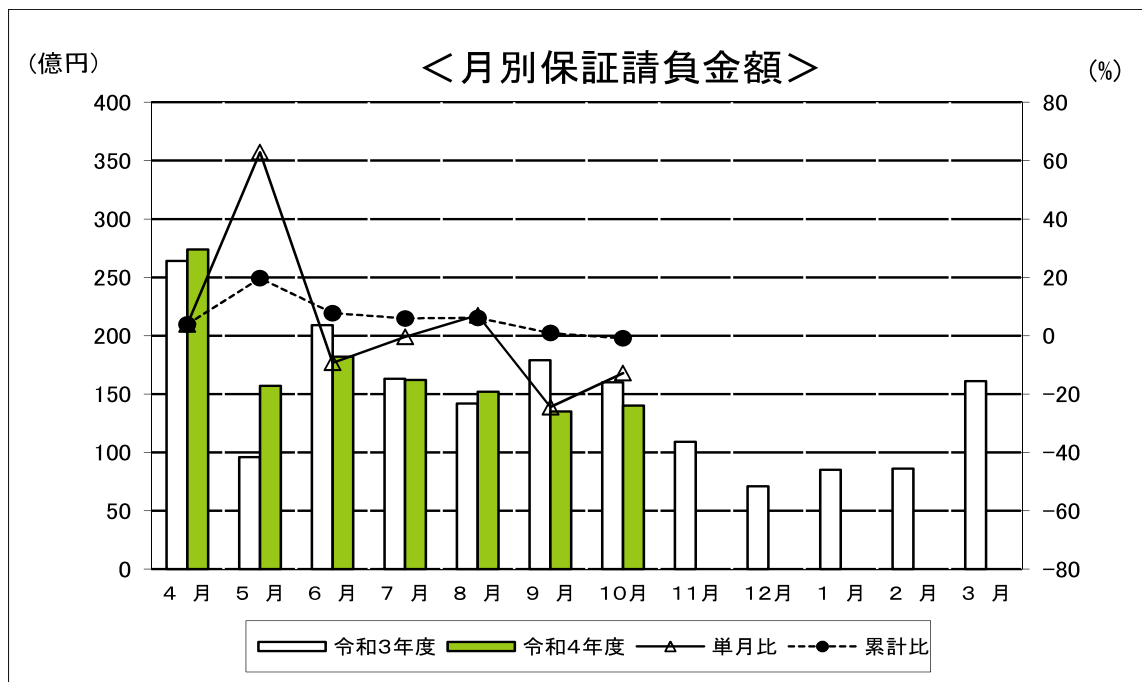
10月の岡山県下公共工事動向を当社の前払金保証取扱からみると、件数は前年同月比で2.5%減の501件、請負金額は12.8%減の140億円となった。

発注者別の請負金額で見ると、「市町村」で19.8%増となったものの、「国」で41.2%減、「独立行政法人等」で49.5%減、「県」で29.1%減、「その他の公共的団体」で69.6%減となった。

【2】累計(令和4年4月～10月)

10月末累計では、件数は前年同月比で4.4%減の2,498件、請負金額は0.9%減の1,204億円となった。

発注者別の請負金額で見ると、「独立行政法人等」で2.2%増、「市町村」で10.8%増、「その他の公共的団体」で61.7%増となったものの、「国」で10.7%減、「県」で20.4%減となった。



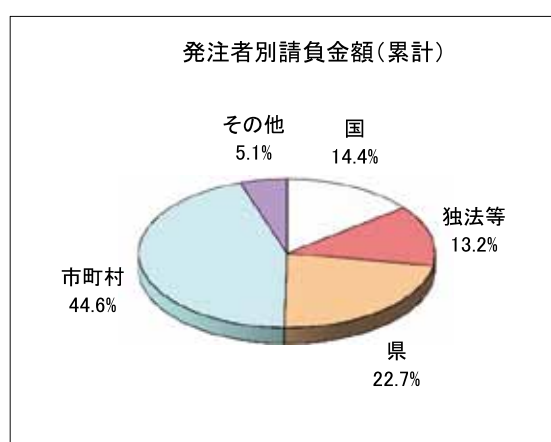
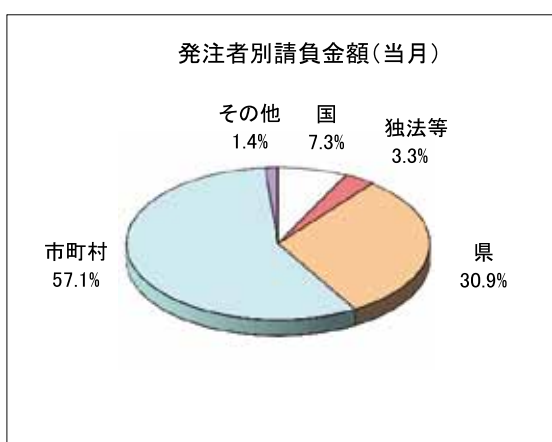
【参 考】 令和4年5月9日より電子証書の発行が可能となりました。

10月:5件、10月末累計:52件 [対象:国土交通省直轄案件等]

Ⅱ. 発注者別状況(件数・請負金額前年同月比)

金額単位／百万円

区分 発注者	当 月		増減率(%)		累 計		増減率(%)	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	8	1,027	▲ 33.3	▲ 41.2	117	17,383	▲ 14.0	▲ 10.7
独法等	3	459	▲ 62.5	▲ 49.5	50	15,905	▲ 2.0	2.2
県	204	4,331	▲ 11.7	▲ 29.1	1,000	27,286	▲ 9.7	▲ 20.4
市町村	280	7,997	9.8	19.8	1,295	53,770	0.9	10.8
その他	6	190	▲ 25.0	▲ 69.6	36	6,137	▲ 2.7	61.7
合 計	501	14,006	▲ 2.5	▲ 12.8	2,498	120,483	▲ 4.4	▲ 0.9



Ⅲ. 地区別状況(請負金額前年同月比・構成比)

金額単位／百万円

区分 地区	当 月			累 計		
	請負金額	増減率(%)	構成比	請負金額	増減率(%)	構成比
岡山地区	5,482	▲ 15.1	39.1%	43,913	▲ 10.8	36.4%
東備地区	838	51.8	6.0%	4,776	17.9	4.0%
倉敷地区	2,734	▲ 39.3	19.5%	29,448	0.7	24.4%
井笠地区	1,637	5.1	11.7%	14,516	16.9	12.1%
高梁地区	197	▲ 62.6	1.4%	1,815	▲ 42.2	1.5%
新見地区	445	6.4	3.2%	3,653	53.0	3.0%
真庭地区	422	▲ 32.9	3.0%	6,339	▲ 11.4	5.3%
津山地区	755	▲ 19.1	5.4%	8,339	▲ 11.5	6.9%
勝英地区	1,491	208.6	10.7%	7,681	67.6	6.4%
合 計	14,006	▲ 12.8	100.0%	120,483	▲ 0.9	100.0%

(建退共だより)

建設業退職金共済制度普及功労者表彰について

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建退共岡山県支部
<http://okayama-kentaikyoo.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構では、10月の「建設業退職金共済制度加入促進強化月間」にあわせて、長年にわたり建設業退職金共済制度の普及・拡大、適正な履行の確保の推進に尽力し、建設労働者の福祉の増進に寄与した事業所に対し、理事長表彰を行っています。

今年度、岡山県内からは次の2事業所が受賞され、10月18日（火）に表彰伝達式を行いました。

受賞された事業所

田口建設株式会社 様（新見市西方 837-3）
和気相互建設有限会社 様（和気郡和気町衣笠 982-1）



建設業界の皆様へ

建退共制度に 加入しませんか

福祉の増進と企業の振興のための
国の退職金制度です



加入できる事業主
建設業を営む事業主

対象となる労働者
建設業の現場で働く方

掛金は
一日320円

特徴

- 法律に基づき運営される国が作った制度
- 建退共加入は「経営事項審査」で加点評価
- 国の助成により掛金の一部が免除
- 掛金は全額非課税(損金または必要経費に算入)
- 複数企業で就業しても通算して退職金を支給
- 加入の手続きは簡単

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業岡山県支部
TEL.086-225-4133 FAX.086-225-5392

第149回 不祥事の拡大を未然に防ぐ！公益通報窓口の設置

●相談内容●

今年、公益通報者保護法が改正されましたが、中小企業は何か公益通報について行うべきことはありますか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

昨今、企業による大きな不祥事が明るみになり、報道されるケースがよくあります。このリスクは企業の大きさに関係なく存在するものです。したがって、不祥事の拡大を社内で未然に防ぐために、従業員が会社に不祥事を通報するシステムが必要となります。

公益通報とは

公益通報とは、会社の中で犯罪行為となったり、過料が課されたりする行為が行われている場合において、従業員から会社に対して当該行為があると通報することを言います。具体的には横領などの刑法違反行為が行われている場合、建設業との関係では、建設業法違反、労働安全衛生法違反などに該当する行為が行われている場合に、従業員が会社に対して当該違反行為を通報することが公益通報に該当します。

公益通報保護法の改正

公益通報者保護法が改正され、今年の6月から施行されています。改正によって、1年以内の退職者による通報も保護されるようになったり、通報をしたことによって損害賠償を禁止することが定められたりしています。

そして、それ以上に重要な改正は、公益通報を受け、調査や是正措置をとる業務に従事する人を定めることと、公益通報に適切に対応するための体制を整備することが義務付けられたことです。

公益通報窓口は設置しなくてもよい？

もっとも、上記の義務は労働者が300人以下の会社については努力義務とされています。このことから、中小企業は通報窓口の設置等をしなくてもよいとも考えられます。しかし、中小企業であっても、不祥事を通報するシステムを作ることで、拡大して、明るみになるリスクを未然に防ぐことができます。また従業員にとっても、通報ができる窓口が存在することによって、安心して業務に集中することができるようになります。

特に建設業に関しては、想定されるリスクは、不祥事が明るみになるだけではありません。労働安全衛生法違反となれば刑事罰が会社に課されますし、建築業法違反となれば建設業の許可が取り消される可能性があります。このようなリスクをなくすためにも報告窓口を設置するべきといえます。

具体的なシステムの内容

通報窓口では、従業員からの通報を受け、対象事案を調査し、調査の結果法令違反があった場合には是正をすることとなります。ここで重要なポイントは①通報者を保護するためのシステムと②窓口の独立性です。

そして、ただ窓口を設置するだけでなく、窓口の存在を従業員に周知をして、通報に対応して是正の措置を取った場合には、利害関係人のプライバシー等に支障がない範囲内で周知をする必要があります。

公益通報窓口は弁護士など社外に委託することも考えられます。詳しくお聞きになりたいときは、是非ご相談ください。

(建設業福祉共済団からのお知らせ)

**建設共済保険事業に加え「育英奨学事業」も実施！
返済不要の奨学金制度です！**

☆本奨学金制度は、業務災害または通勤災害により、死亡、障害 1～3 級、傷病 1～3 級に該当し、建設共済保険の保険金支払い対象となった被災者の子に対して給付されるもので、保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

☆共済団の奨学金制度は他の奨学金制度とも併用可能であり、「社会有用の人材育成を通じ建設業の発展に資すること」を目的として昭和 60 年から実施しており、令和 4 年 3 月末日現在で奨学生の延べ人数は 8,764 人、累計給付額は 17 億 2,255 万円余となっています。

◎給付額は以下の通りです

要保育児	月額 12,000円	年額 144,000円
小学生	月額 12,000円	年額 144,000円
中学生	月額 16,000円	年額 192,000円
高校生	月額 18,000円	年額 216,000円
大学生等	月額 39,000円	年額 468,000円



・大学生のお子さんを持つお母さんからの手紙
この 4 月より大学を卒業した長男は社会人になりました。
長い間奨学金を給付していただき支援してくださったおかげです。主人が生きていたらこの長男の姿を見て、どんなに喜んだらうかと思えます。
本当にありがとうございました。

・高校生のお子さんを持つお母さんからの手紙
高校卒業後、専門学校への進学が決まりました。
とても助かります。ありがとうございます。

**<法定外労災補償制度>
建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします！
—死亡、障害 1～7 級、傷病 1～3 級を補償—**

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。
建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和 45 年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現：国土交通省)及び労働省(現：厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

運営団体の建設業福祉共済団は平成 25 年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。

- 【建設共済保険の特長】**
- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
 - ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
 - ③契約者割戻金制度で掛金負担が軽減
 - ④同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
 - ⑤元請・下請を問わず無記名で補償
 - ⑥代表者(保険契約者)も補償(従業員 300 人以下の場合)
 - ⑦経営事項審査において 15 点の加点

公益財団法人 **建設業福祉共済団**
 ご契約に関するお問い合わせ ☎ 0120-913-931
 其他のお問い合わせ ☎ 03-3591-8451
 URL: <https://www.kyousaidan.or.jp/>

取扱機関
一般社団法人 岡山県建設業協会
 Tel 086-225-4131

建設共済保険

(建設業総合補償制度のご案内)

一般社団法人 岡山県建設業協会会員の皆様へ 令和4年8月保険開始版

建設業総合補償制度 のご案内

● 第三者賠償補償

● 工事補償 (土木工事・建築工事・組立工事)



補償内容がさらに拡充されました! ぜひご加入をご検討ください!

- 団体のスケールメリットにより、個別加入と比較して割安な保険料になっています。
- 建設業における賠償事故および工事対象物の損害を総合的に補償します。
- 年間包括契約であり、予め定められた工事および業務のすべてが補償の対象となるので、保険の加入忘れがありません。共同企業体(JV)工事についても包括契約の対象になります。(被保険者の責任分のみ補償します。)
- 保険料は全額損金処理できます。(令和3年12月現在)

主な補償内容(支払限度額)

充実の補償内容

身体賠償

1名につき **1億円** 1事故につき **3億円** (または**5億円**、**10億円**)
(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中通算の支払限度額となります。)

財物賠償

(管理財物の損壊を含む)

1事故につき **1億円** (または、**3,000万円**、**5,000万円**、**3億円**、**5億円**、**10億円**)
(生産物賠償事故については、1事故限度額が保険期間中通算の支払限度額となります。)

免責金額(自己負担額)

1事故につき **3万円** (身体賠償・財物賠償それぞれ)

借用・支給財物損壊補償

1事故、保険期間中通算 **500万円** (免責金額1事故につき5万円)



第三者賠償補償(損害保険)

地盤崩壊危険補償特約(オプション)

財物賠償

1事故、保険期間中通算 **1,000万円**もしくは**2,000万円**

免責金額(自己負担額)

1事故につき **5万円**

※通常の地盤崩壊危険補償特約で対象とならない損害につき保険金をお支払いする「地盤崩壊危険補償特約(ワイド補償)」や「ワイドプラス補償」もございます! 詳細はパンフレットをご覧ください。

使用者賠償責任補償特約(オプション)

支払限度額

1回の災害および保険期間中通算 **5,000万円**もしくは**1億円**、**2億円**、**3億円**

対物超過費用補償特約(オプション)

対物事故発生時の復旧費が時価額を超えてしまった場合に事故解決に要した費用を補償します。

支払限度額・免責金額

充実の補償内容

土木工事保険

1工事あたりの支払限度額

1事故かつ1工事期間中につき **2,000万円**もしくは**各工事の保険金額(=請負金額)のいずれか低い額**

1事故あたりの免責金額(自己負担額)

- (1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合: **0円**
- (2) 盗難の場合: **10万円**
- (3) (1) (2) 以外の事故による場合: **100万円** または **150万円**
*100万円か150万円のいずれかを加入時にご選択いただけます。



組立保険

1事故あたりの支払限度額

各工事の保険金額(=請負金額)
※工具は、保険期間中**100万円**まで。(建設工事保険のみ補償)

1事故あたりの免責金額(自己負担額)

- (1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合: **0円**
- (2) (1) 以外の事故による場合: **10万円**

この補償制度は「第三者賠償補償」、「工事補償(土木工事・建築工事・組立工事)」、「独自の見舞金制度」から成り立っています。一般社団法人 岡山県建設業協会を保険契約者とする請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設所有(管理)者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険の団体契約と、土木工事保険、建設工事保険、組立保険の団体契約、労災見舞金・災害見舞金の見舞金制度に基づくものです。

お問い合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

086-225-4133

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山法人営業課
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル7階

086-225-0703

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12

03-5408-1909

これは、「建設業総合補償制度」の特徴を説明したものです。詳しくはパンフレットをご用意しておりますので上記にお問い合わせください。

B21-XXXXXX 使用期限:2023年08月01日

高齢者交通安全県民運動

運動期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

◇スローガン◇

高齢の歩行者に関して	「光ります ルールとマナーと 反射材」
高齢の自転車利用者に関して	「しっかりと 守ってお手本 交通ルール」
高齢の運転者に関して	「無理をせぬ 老いの自覚が 防ぐ事故」
高齢者の保護に関して	「ささえ愛 絆で守る 高齢者」

高齢者交通安全5則

- ① ま まっ っぎの安全を待つ
- ② み みる 周囲の状況を見る
- ③ む むりせず止まる 交差点などでは無理せず止まる
- ④ め め立つ 夜光反射材を着用して目立つ
- ⑤ も もっと知る 自分の身体機能の変化をもっと知る

- 4.10.14 監査
- 4.10.18 正副会長会
- 4.10.20 令和4年度建設業協会中国ブロック協議会意見交換会(島根)
- 4.10.25 令和4年度岡山県豚熱防疫演習
- 4.10.27 理事会
- 4.10.27 令和4年度(第54回)建設事業殉職者慰霊祭



発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp